

令和5年度
法務省事前評価実施結果報告書

令和5年8月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（令和5年3月30日決定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価有識者会議委員の意見等を参考とした。

目 次

1 法務省の政策体系	1
2 令和5年度事前評価実施結果報告書	
(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (交通犯罪に関する研究)	5
(2) 施設の整備	
ア 宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事	20
(宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事事業評価資料)	
イ 滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事	32
(滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事事業評価資料)	
(参考)	
1 法務省大臣官房施設課における事業評価システム	44
2 令和5年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する 質問・意見及び回答	61

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に対応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）

(4) **法教育の推進**（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）

(5) **国際仲裁の活性化に向けた基盤整備**（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) **国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和5年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和5年8月

担当部局名： 法務省法務総合研究所総務企画部企画課

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（交通犯罪に関する研究）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究（I-3-(1)）
事業の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評価方式	事業評価方式	
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、悪質な交通事故や重大な交通違反を起こした者について、かかる交通事犯に至った経緯等に関する実態の詳細を明らかにし、交通事犯防止策、被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供するとともに、それらの施策の提言を実施することを目的としている。この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>本研究は、中央交通安全対策会議において決定された「第11次交通安全基本計画」において、「交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実」、「交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」等が掲げられていることや、「第二次再犯防止推進計画」において、法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進するとされていることなどに基つき、交通事犯者の特性に応じた効果的な処遇を充実させるべく、その前提となる交通事犯及び交通事犯者の実態を解明し、有効かつ適切な交通事犯抑止策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供するものであり、法務省の重要な施策に密接に関連していることから、実施の必要性が極めて高い。また、交通事犯については、発生・検挙に引き続いた刑事司法手続の各段階を実証的に明らかにした研究がなく、交通事犯者の処遇状況等について特化した研究もないところ、このような調査研究を実施するためには、受刑者や保護観察対象者等に関する多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で本研究と同様の研究を行うことは著しく困難であり、さらに、昨今の交通事犯に係る情勢を見ると、危険運転致死傷の検挙人員が高止まりの状態にあるほか、あおり運転等といった粗暴犯にも通じ得る悪質な事案や高齢者による逆走、急発進等に起因する事故等従前からの過失犯とは質の異なる交通事犯が増加し、社会問題となっているなど、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている現状にあることから、本研究は早期に実施する必要性が極めて高い。</p> <p>本研究の調査対象者は、一定期間における交通事犯による刑事施設入所中の受刑者及び保護観察対象者とし、質問紙調査及び同人らが入所する施設等の職員による調査票記入結果等から、その実態を明らかにし、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保できることが見込まれる。また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、法務教官、保護観察官等として、交通事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくものであって、分析に資する様々な情報が集約されたものとなり、また、その分析自体も統計学的に妥当な方法で行い得るから、基本的には適切な実施体制・手法であると見込まれるものの、特に分析手法については、調査対象・手法の詳細が未だ確定していないことから、引き続き検討する。さらに、用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究</p>	

官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。

本研究の結果は、交通事犯及び交通事犯者の実態を明らかにするとともに、その処遇等の現状や課題を整理し、交通事犯の抑止策、再犯防止対策、被害者支援策等の在り方を考察するものであることなどを踏まえると、法務省の再犯防止施策や被害者支援策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、交通事犯の抑止策等の多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる。

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果が見込まれる」と認められる。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「第11次交通安全基本計画」	令和3年3月29日（中央交通安全対策会議決定）	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
			ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実
			コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
	再犯防止推進計画	平成29年12月15日（閣議決定）	第5-1-(2)-②特性に応じた指導等の充実
		④再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究	
第二次再犯防止推進計画	令和5年3月17日（閣議決定）	第4-1-(2)-②特性に応じた指導等の充実	
		第7-1-(2)-②-イ 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用	

令和5年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（交通犯罪に関する研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3-（1））		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和5年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

昨今の交通犯罪情勢を見ると、交通事故発生件数や道路交通法違反取締件数は、減少を続けているものの、危険運転致死傷の検挙人員が、平成27年以降、高止まりの状態にある。加えて、近年、進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる危険運転、あおり運転等といった粗暴犯にも通じ得る悪質な事案や高齢者による逆走、急発進等に起因する事故等の従前からの過失犯とは質が異なる交通事犯が増加し、社会問題となっているなど、新たな課題への対応が求められている現状にある。

令和3年3月には、内閣総理大臣を会長とする中央交通安全対策会議において「第11次交通安全基本計画」が決定され、これまで実施してきた各種施策の深化はもとより、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組み、これにより究極的には交通事故のない社会の実現への大きな飛躍と世界をリードする交通安全社会を目指すこととされたものであり、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進のための施策として、「交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実」、「交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」等が掲げられている。また、令和5年3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においては、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）に引き続き、法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進することとされている。さらに、令和3年3月策定された第4次犯罪被害者等基本計画において、法務省は、損害賠償請求制度等に関する情報提供や刑事和解等の制度の周知、受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知を含む損害回復・経済的支援等への取組等が求められている。

法務総合研究所では、平成5年版犯罪白書において、「交通犯罪の現状と対策」と題する特集を組んだほか、平成13年版犯罪白書（特集「増加する犯罪と犯罪者」）、研究部報告43「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」（平成23年）等において、交通犯罪に関する調査結果を紹介しているものの、交通犯罪そのものを正面から犯罪白書の特集として取り上げた平成5年から、既に相当長期間が経過している。

これらの事情を踏まえると、法務総合研究所において、早急に各種交通事犯の予防、交通事犯者に対する効果的な処遇の実現、交通犯罪被害者の支援等に資する基礎資料を提供すべき必要性が高く、とりわけ、被害者の生命・身体に重大な結果をもたらす悪質な交通事故や重大な交通違反について、その重要性に鑑み、実情を明らかにすべく調査を行うこととしたい。

（2）目的・目標

悪質な交通事故や重大な交通違反を起こした者について、かかる交通事犯に至った経緯等に関する実態の詳細を明らかにし、交通事犯防止策、被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供するとともに、それらの施策の提言を実施することを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

令和6年度から同7年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 交通事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて交通事犯（過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道路交通法違反）の実態（発生・検挙件数、交通事犯の態様、処理の動向等）、交通事犯者の施設内及び社会内処遇の状況等を取りまとめる。

(イ) 交通事犯者の実態調査

一定期間における交通事犯による刑事施設入所中の受刑者及び保護観察対象者を調査対象とし、質問紙調査及び同人らが入所する施設等の職員による調査票記入等のほか、必要に応じ、判決書や刑事確定記録の調査等を行い、調査対象者の属性、運転経歴、交通違反歴、前科前歴、本件事故・違反に関する事項（違反態様、過失の内容、被害状況等）、被害者等への慰謝の状況（判決時の賠償状況や見込み、その後の賠償状況等）、交通安全に対する意識、判決・刑事処分・行政処分に対する評価・受け止め等について調査する。

ウ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、交通事犯及び交通事犯者に対する処遇の実態を明らかにし、交通事犯防止対策等に関する課題と展望を取りまとめて、犯罪白書等として発刊する。

エ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員8名、法務省の他部局員4名の計12名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、令和5年4月27日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は、中央交通安全対策会議において決定された「第11次交通安全基本計画」において、「交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実」、「交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」等が掲げられていることや、「第二次再犯防止推進計画」において、法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進するとされていることなどに基づき、交通事犯者の特性に応じた効果的な処遇を充実させるべく、その前提となる交通事犯及び交通事犯者の実態を解明し、有効かつ適切な交通事犯抑止策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供するものであり、法務省の重要な施策に密接に関連していることから、実施の必要性が極めて高い。

交通事故については、発生・検挙に引き続いた刑事司法手続の各段階を実証的に明らかにした研究がなく、交通事故者の処遇状況等について特化した研究もないところ、このような調査研究を実施するためには、受刑者や保護観察対象者等に関する多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で本研究と同様の研究を行うことは著しく困難である。

さらに、昨今の交通事故に係る情勢を見ると、危険運転致死傷の検挙人員が高止まりの状態にあるほか、あおり運転等といった粗暴犯にも通じ得る悪質な事案や高齢者による逆走、急発進等に起因する事故等従前からの過失犯とは質の異なる交通事故が増加し、社会問題となっているなど、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている現状にあることから、本研究は早期に研究を実施する必要性が極めて高い。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

調査の対象は、一定期間における交通事故による刑事施設入所中の受刑者及び保護観察対象者とし、質問紙調査及び同人らが入所する施設等の職員による調査票記入結果等から、その実態を明らかにし、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保できることが見込まれる。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし適切なものとなる見込みであるが、受刑者及び保護観察対象者以外の、例えば起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する調査の可否等について、なお検討を要する。

また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、法務教官、保護観察官等として、交通事故者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくものであって、分析に資する様々な情報が集約されたものとなり、また、その分析自体も統計学的に妥当な方法で行い得るから、基本的には適切な実施体制・手法であると見込まれるものの、特に分析手法については、調査対象・手法の詳細が未だ確定していないことから、引き続き検討する必要がある。

さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中24点であったことから、本研究は効率的になされるものと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究は、交通事故及び交通事故者の実態を明らかにするとともに、その処遇等の現状や課題を整理し、交通事故の抑止策、再犯防止対策、被害者支援策等の在り方を考察するものであることなどを踏まえると、法務省の再犯防止施策や被害者支援策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、交通事故の抑止策等の多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと認められる。

(総合評価)

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果が見込まれる」と評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

- (1) 実施時期
令和5年7月28日～8月10日
- (2) 実施方法
持ち回り審議
- (3) 意見等の概要
別添「令和5年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号1ないし6のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）^{*1}
 - (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実
 - コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実
- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*2}
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 3-1 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
- 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）^{*3}
 - 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
- 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）^{*4}
 - 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - 第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組
 - 1 再犯防止に向けた基盤の整備等
 - (2) 具体的施策
 - ② 業務のデジタル化、効果検証の充実等
 - イ 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用
- 「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）^{*5}
 - V 重点課題に係る具体的施策
 - 第1 損害回復・経済的支援等への取組
 - 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

- 平成5年版犯罪白書「交通犯罪の現状と対策」
- 平成13年版犯罪白書「増加する犯罪と犯罪者」
- 研究部報告43「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」

*1 「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

刑事施設においては、被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした受刑者や重大な交通違反を反復した受刑者を対象に、改善指導として実施している「交通安全指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」等の指導の更なる充実に努める。特に飲酒運転を行っている者やアルコール依存の問題を持つ受刑者に対しては、その指導内容の一層の充実に努める。

少年院においては、交通事犯少年に対して、個別の問題性に応じた適切な教育及び指導を行うとともに、人命尊重の精神と、遵法精神の醸成に重点を置いた交通問題に関する教育の充実に努める。また、被害者を死亡させた又は生命、身体を害した事件を犯した少年については、ゲストスピーカ一制度などを活用し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。

少年鑑別所における交通事犯少年に対する資質鑑別については、交通事犯少年の特性の的確な把握、より適切な交通鑑別方式の在り方等について、専門的立場からの研究を活発化するとともに、運転適性検査や法務省式運転態度検査等の活用により、一層の適正・充実化を図る。

コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については、集団及び個別の処遇に当たる保護観察官並びに保護司の処遇能力の充実に努めるとともに、飲酒運転防止プログラム等交通事犯保護観察対象者の問題性に焦点を当てた効果的な処遇を実施する。

*2 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

*3 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

*4 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

1 再犯防止に向けた基盤の整備

(2) 具体的施策

② 業務のデジタル化、効果検証の充実等

イ 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用

法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、刑事司法における情報通信技術の活用状況等を踏まえて、検察庁・矯正施設・保護観察所等の保有する情報の一層の連携を促進するとともに、刑事情報連携データベースの機能等を見直してその効率化・高度化を図る。また、連携した情報のより効果的な利活用方を検討し、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進する。

*5 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

1 再犯防止に向けた基盤の整備

(2) 具体的施策

② 業務のデジタル化、効果検証の充実等

イ 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用

法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、刑事司法における情報通信技術の活用状況等を踏まえて、検察庁・矯正施設・保護観察所等の保有する情報の一層の連携を促進するとともに、刑事情報連携データベースの機能等を見直してその効率化・高度化を図る。また、連携した情報のより効果的な利活用方を検討し、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【交通犯罪に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、中央交通安全対策会議において決定された「第11次交通安全基本計画」において、「交通事故被害者に対する教育活動等の充実」、「交通事故により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」等が掲げられていることや、「第二次再犯防止推進計画」において、法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進するとされていることなどに基づき、交通事故者の特性に応じた効果的な処遇を充実させるべく、その前提となる交通事故及び交通事故者の実態を解明し、有効かつ適切な交通事故抑止策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供するものであり、法務省の重要な施策に密接に関連していることから、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	交通事故については、発生・検挙に引き続いた刑事司法手続の各段階を実証的に明らかにした研究がなく、交通事故者の処遇状況等について特化した研究もないところ、このような調査研究を実施するためには、受刑者や保護観察対象者等に関する多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で本研究と同様の研究を行うことは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	昨今の交通事故に係る情勢を見ると、危険運転致死傷の検挙人員が高止まりの状態にあるほか、あおり運転等といった粗暴犯にも通じ得る悪質な事案や高齢者による逆走、急発進等に起因する事故等従前からの過失犯とは質の異なる交通事故が増加し、社会問題となっているなど、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている現状にあることから、本研究は早期に研究を実施する必要性が極めて高い。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	調査の対象は、一定期間における交通事故による刑事施設入所中の受刑者及び保護観察対象者とし、質問紙調査及び同人が入所する施設等の職員による調査票記入結果等から、その実態を明らかにし、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保できることが見込まれる。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし適切なものとなる見込みであるが、受刑者及び保護観察対象者以外の、例えば起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する調査の可否等について、なお検討を要する。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、検察官、刑務官、法務技官、法務教官、保護観察官等として、交通事故者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくものであって、分析に資する様々な情報が集約されたものとなり、また、その分析自体も統計学的に妥当な方法で行い得るから、基本的には適切な実施体制・手法であると見込まれるものの、特に分析手法については、調査対象・手法の詳細が未だ確定していないことから、引き続き検討する必要がある。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、交通事故及び交通事故者の実態を明らかにするとともに、その処遇等の現状や課題を整理し、交通事故の抑止策、再犯防止対策、被害者支援策等の在り方を考察するものであることなどを踏まえ、法務省の再犯防止施策や被害者支援策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、交通事故の抑止策等の多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 64点 / 70点

令和5年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和5年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事）	政策体系上の位置付け												
		VII-15-(2)												
事業の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。													
評価方式	事業評価方式													
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価の観点 (基準)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 必要性 (100点以上)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 合理性 (100点)</th> <th style="width: 30%;">事業計画の 効果 (100点以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所</td> <td>114点</td> <td>100点</td> <td>146点</td> </tr> </tbody> </table>		評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)	名称				宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所	114点	100点	146点
評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)											
名称														
宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所	114点	100点	146点											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日												
	-----	-----												
	-----	-----												
	-----	-----												
	-----	-----												

令和5年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-15-（2））		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和5年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

宇都宮拘置支所の敷地は、平成25年3月に宇都宮市が認可した土地区画整理事業の都市計画道路上にあり、令和6年度に同支所敷地を分断するように都市計画道路が整備される予定であることから、都市計画道路に干渉する建物等を取り壊す必要があるため、このままでは施設運営に支障を来すこととなる。

また、同支所は、昭和45年に整備された旧耐震基準制定以前の建物であり、築後50年以上が経過していることから、経年による著しい劣化が生じている上、耐震安全性が確保されていない状況である。

加えて、宇都宮拘置支所から約1.5kmに位置する宇都宮少年鑑別所においても、昭和57年に整備された建物であるが、経年による劣化が生じている上、少年鑑別所においては、他施設との機能集約による国有財産の有効活用及び会計機関の統合等による業務効率化が求められている状況である。

（2）目的・目標

土地区画整理事業に伴い、宇都宮市から通知された仮換地を利用し、宇都宮拘置支所及び宇都宮少年鑑別所を合築した建て替えを行い、都市計画道路整備による施設運営への影響を回避することに加え、現状施設の耐震強度不足及び老朽の解消をするとともに、国有財産の有効活用及び業務効率化を図ることを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：栃木県宇都宮市小幡1-1-9

事業時期：令和6年度から

延べ面積：7,233平方メートル

入居庁：宇都宮拘置支所、宇都宮少年鑑別所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：114点

・土地区画整理事業の関係上、早く立退く必要がある。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・宇都宮拘置支所敷地は、宇都宮市の都市計画道路の整備に伴い、宇都宮市から仮換地が通知されているところ、現在の敷地面積より縮小されてしまうことから、敷地内に増築可能なスペースがないため、同等の性能が確保できる他の案^{*1}は実現不可能である。

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) ^{*2} (別添資料 5 事業計画の効果 (B 1)) : 146点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能 (B 2) の評価^{*3} (別添資料 6 事業計画の効果 (B 2)) において、特に充実した取組 (A 評価^{*4}) 及び充実した取組 (B 評価^{*5}) が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳 (4 項目)

①人権 (内部からの視線制御、外部からの視線制御)、②環境保全性 (特別な省エネ機器の導入、木材利用促進)、③防災性 (落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保)、④保安性 (保安性の確保のための特別な対策、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策) に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価の内訳 (1 項目)

①耐用・保全性 (可動間仕切りの活用) に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C 評価の内訳 (2 項目)

①地域性 (地域に調和した都市型収容施設)、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上 (1)、(2) 及び (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和 5 年 7 月 28 日～8 月 10 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和 5 年度法務省事前評価実施結果報告書 (案) に対する質問・意見及び回答」番号 7 のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

仮換地での耐震改修及び増築を想定したもの。

*2 「基本機能 (B 1)」

基本性能 (B 1) が基準レベル (100点) 以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果 (B 2) に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準 (平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号)」を満たしているものを「一般的な取組

が計画されている」(C評価)とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

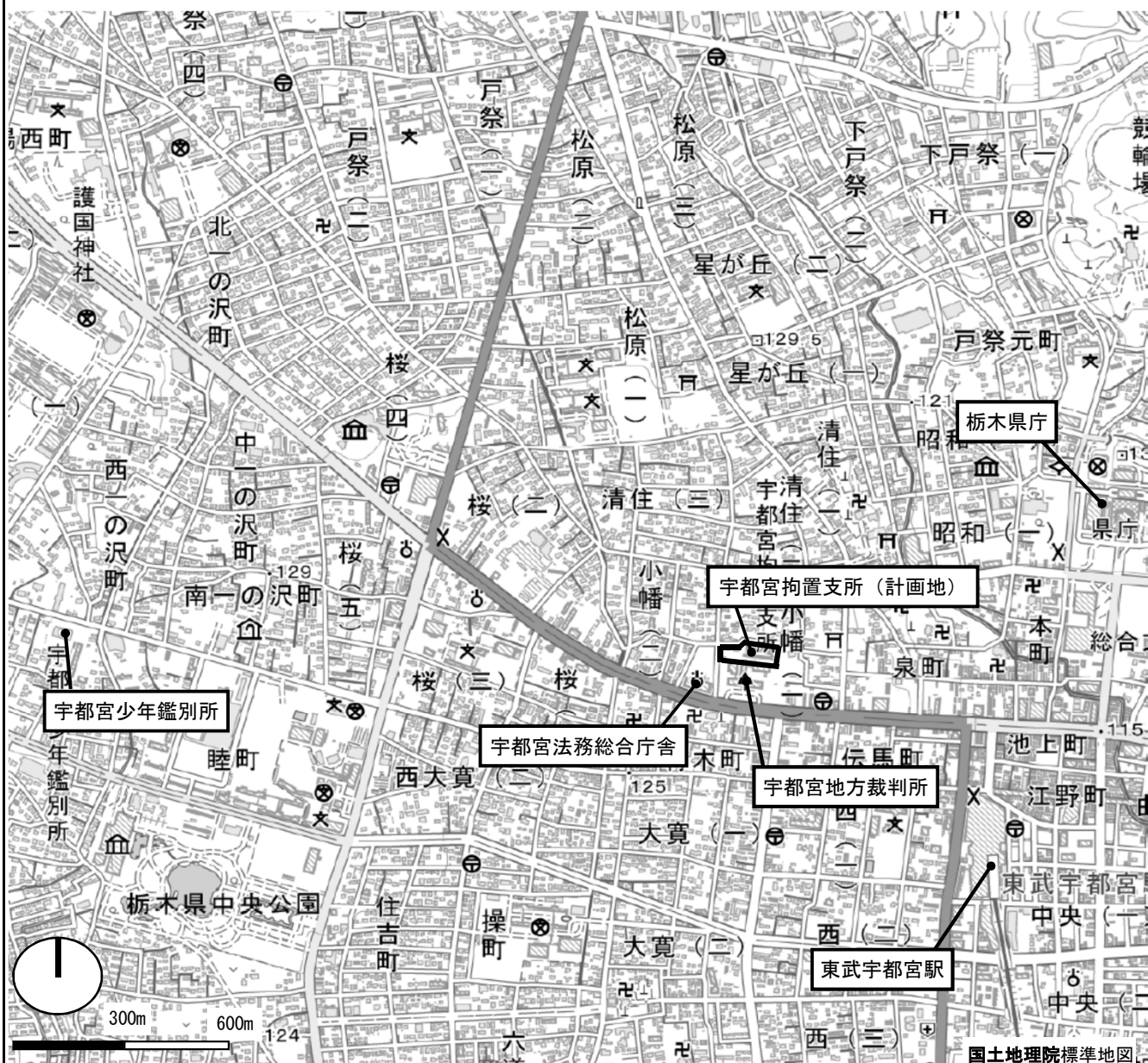
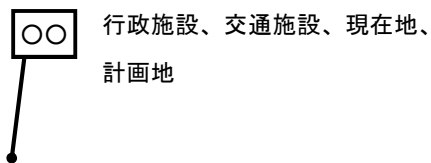
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所	東武宇都宮駅より徒歩約10分

2 整備方針

○ 宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和 <ul style="list-style-type: none"> ○景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの視線の制御 ・保管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 	
	来訪者対応機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○面会待合室、面会室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面会室、待合室の充実 	
	円滑な業務の遂行 <ul style="list-style-type: none"> ○調室、面接調査室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・調室、面接調査室等の充実 	
	被収容者の処遇、生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○居室（単独室、共同室）の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保 	
	職員の執務環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの充実 ・IT化への対応 	
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） 	

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	8
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で構築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で同一敷地外、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かなないと判断されるもの	区画整理等が著しく支障があるもの	区画整理等があるもの(年度別決定済)	区画整理等が計画決定済であるもの		シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	90	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なものに近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	6	
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの		
法令等	法令等に基づく整備	法令、協議決定等に基づき整備が必要なもの						国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。	10	
								新設新営の主理由として取り上げない。		
加算点(法務総合庁舎計画等)										
合計										114

主要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評価点	
		1.1	1	0.9	0.8	0.7		
位置	用地取得の見込	取得済み、環地畫書	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
規模	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1
構造	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない		1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件 機能性等	単独行舎の場合 総合庁舎の場合	単独行舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能が満足される計画である			適切な構造、機能が満たされていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
評価点(各係数の積×100倍)							146	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・裏廻り 	<p>地域に調和した都市型収容施設</p> <p>内部からの視線制御</p> <p>来庁者との動線分離(送迎専用車庫)、外部からの視線制御</p> <p>面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)</p> <p>照明制御</p>	<p>A:3つ以上該当</p> <p>B:2つ以上該当</p> <p>C:1つ以下</p>
	人権	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被収容者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 		<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 	<p>太陽光発電</p> <p>ZEB</p> <p>木造化、内装等の木質化</p>	<p>A:4つ以上該当</p> <p>B:2つ以上該当</p> <p>C:1つ以下</p>
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被収容者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 		<p>A評価</p> <p>B評価</p> <p>C評価</p>
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被収容者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	<p>高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))</p> <p>防火建具</p> <p>防犯カメラ</p> <p>監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</p> <p>鍵の二重化、生体認証、鉄格子</p> <p>可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
	保安性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被収容者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	<p>防犯カメラ</p> <p>監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</p> <p>鍵の二重化、生体認証、鉄格子</p> <p>可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被収容者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	<p>可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被収容者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	<p>可動間仕切</p>	<p>A</p> <p>B</p>

令和5年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和5年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事）	政策体系上の位置付け		
		VII-15-(2)		
事業の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評価方式	事業評価方式			
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)
名称				
滋賀拘置支所・大津少年鑑別所		106点	100点	146点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	

令和5年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-15-（2））		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和5年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

滋賀拘置支所は、令和3年度末に廃庁となった旧滋賀刑務所の一部敷地及び建物を活用し、令和4年4月から施設運用をしているところ、多くの建物が昭和41年に整備された旧耐震基準制定以前の建物であり、築後50年以上が経過していることから、経年による著しい劣化が生じている上、耐震安全性の確保がされていない。

また、同支所に隣接する大津少年鑑別所においても、昭和54年に整備された新耐震基準以前の建物であり、経年による劣化が生じている上、少年鑑別所においては、他施設との機能集約による国有財産の有効活用及び会計機関の統合等による業務効率化が求められている状況である。

（2）目的・目標

旧滋賀刑務所のグラウンドを利用し、滋賀拘置支所及び大津少年鑑別所を合築した建て替えを行い、現状施設の耐震強度不足及び老朽の解消をするとともに、国有財産の有効活用及び業務効率化を図ることを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：滋賀県大津市大平一丁目1番1号

事業時期：令和5年度から

延べ面積：6,276平方メートル

入居庁：滋賀拘置支所、大津少年鑑別所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：106点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、耐震基準を満たしていない。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・同等の性能を確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に、事業案の方が経済的である。

事業案の総費用：約55億

他の案の総費用：約63億

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) *² (別添資料 5 事業計画の効果 (B 1)) : 146点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能 (B 2) の評価*³ (別添資料 6 事業計画の効果 (B 2)) において、特に充実した取組 (A 評価*⁴) 及び充実した取組 (B 評価*⁵) が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。(政評コメント：宇都宮拘置支所の報告書の記載ぶりを合わせました。)

(ア) A 評価の内訳 (4 項目)

①人権 (内部からの視線制御、外部からの視線制御)、②環境保全性 (特別な省エネ機器の導入、木材利用促進)、③防災性 (落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保)、④保安性 (保安性の確保のための特別な対策、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策) に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価の内訳 (1 項目)

①耐用・保全性 (可動間仕切りの活用) に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C 評価の内訳 (2 項目)

①地域性 (地域に調和した都市型収容施設)、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上 (1)、(2) 及び (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和 5 年 7 月 28 日～8 月 10 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和 5 年度法務省事前評価実施結果報告書 (案) に対する質問・意見及び回答」番号 8 のとおり

6. 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在、滋賀拘置支所として運用している敷地での耐震改修、模様替え及び増築を想定したもの。

*2 「基本機能 (B 1)」

基本性能 (B 1) が基準レベル (100点) 以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果 (B 2) に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準 (平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号)」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」(C 評価) とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

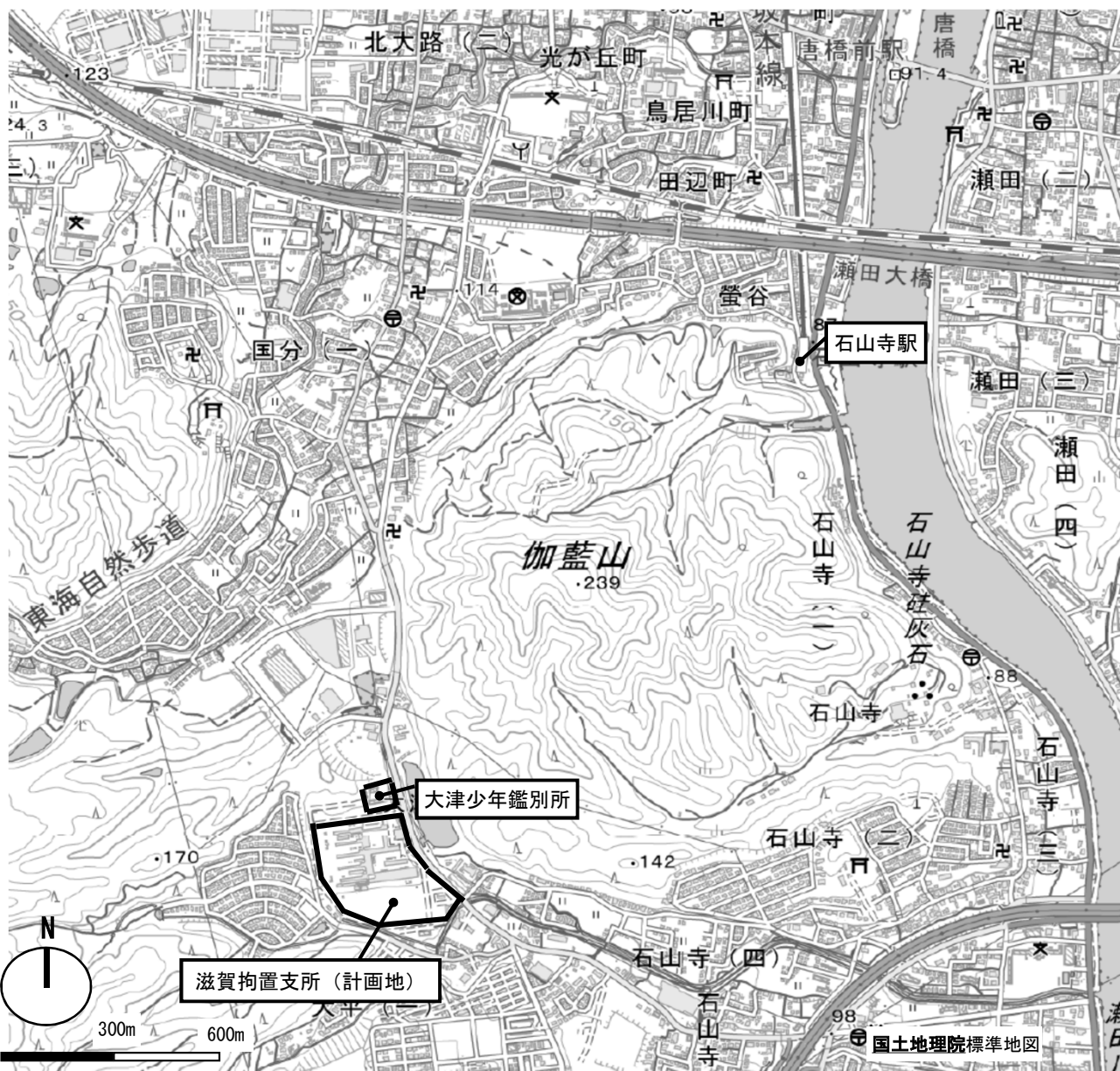
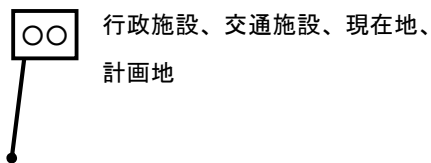
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	滋賀拘置支所・大津少年鑑別所	石山寺駅より車で約5分

2 整備方針

○ 滋賀拘置支所・大津少年鑑別所

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和 <ul style="list-style-type: none"> ○景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの視線の制御 ・保管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 	
	来訪者対応機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○面会待合室、面会室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面会室、待合室の充実 	
	円滑な業務の遂行 <ul style="list-style-type: none"> ○調室、面接調査室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・調室、面接調査室等の充実 	
	被収容者の処遇、生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○居室（単独室、共同室）の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保 	
	職員の執務環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの充実 ・IT化への対応 	
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） 	

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評価点							備考	評価点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左	同	同	同		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で構築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの		
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合									
	事務能率低下、連絡困難									
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かなないと妨害となるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で同一敷地外、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済みのものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	都市計画の関係	地域性上の不適	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	区画整理等が60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの		80点以下	区画整理等が計画決定済であるもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの					位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なものに近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの					地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの					施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で構築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
	衛生条件の不良	採光、換気不良	法令による基準よりはるかに低いもの					法令による基準以下であるもの		
法令等	法令等に基づく整備	法令、協議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
主要素									合計	106
従要素										

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評点		
		1.1	1	0.9	0.8	0.7			
位置	用地取得の見込	取得済み、環地畫書	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	0.5	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		整備の見込なし	1.1
規模	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり						1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない			1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
敷地の規模	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている					1.1
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
機能性等	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている					総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている			適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
							評点(各係数の積×100倍)	146	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(滋養拘置支所・大津少年鑑別所)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・裏廻り 	<p>地域に調和した都市型収容施設</p> <p>内部からの視線制御</p> <p>来庁者との動線分離(送送用車両専用車庫)、外部からの視線制御</p> <p>面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)</p> <p>照明制御</p>	<p>A:3つ以上該当</p> <p>B:2つ以上該当</p> <p>C:1つ以下</p>
	人権	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 		<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 	<p>太陽光発電</p> <p>ZEB</p> <p>木造化、内装等の木質化</p>	<p>A:4つ以上該当</p> <p>B:2つ以上該当</p> <p>C:1つ以下</p>
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 		<p>A評価</p> <p>B評価</p> <p>C評価</p>
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	<p>高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))</p> <p>防火建具</p> <p>防犯カメラ</p> <p>監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</p> <p>鍵の二重化、生体認証、鉄格子</p> <p>可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
	保安性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 		<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 		<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の様様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 		<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

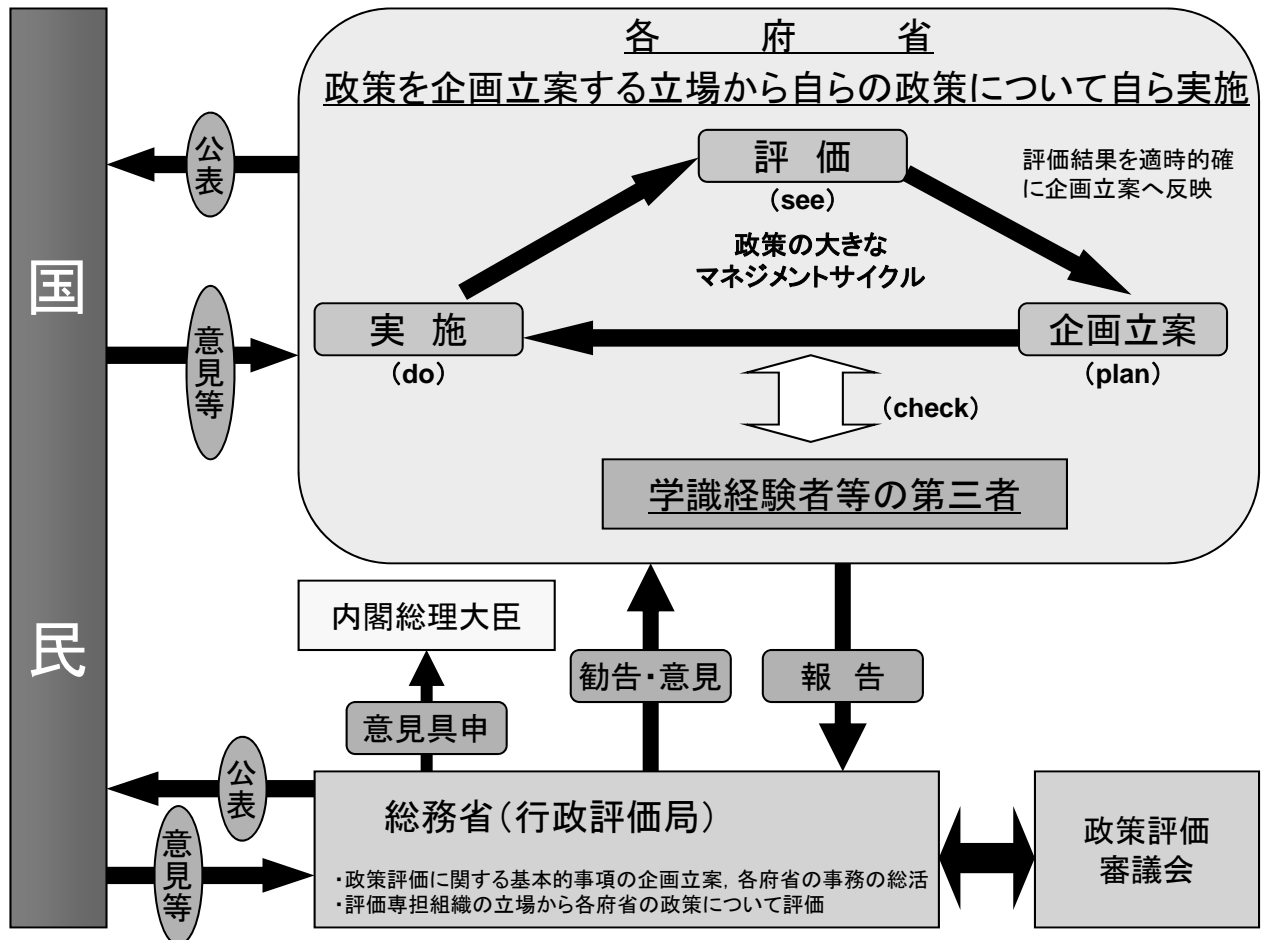
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

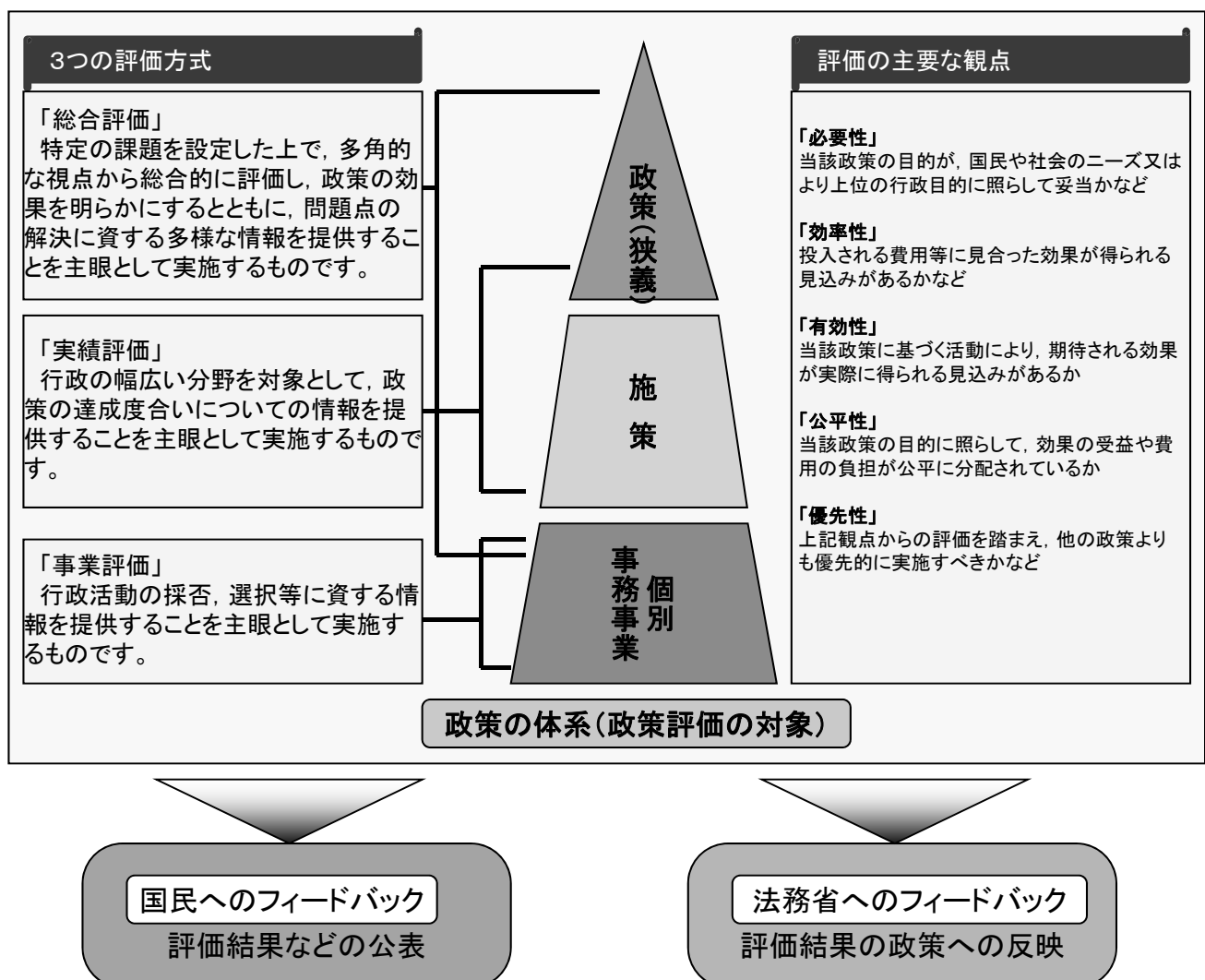
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

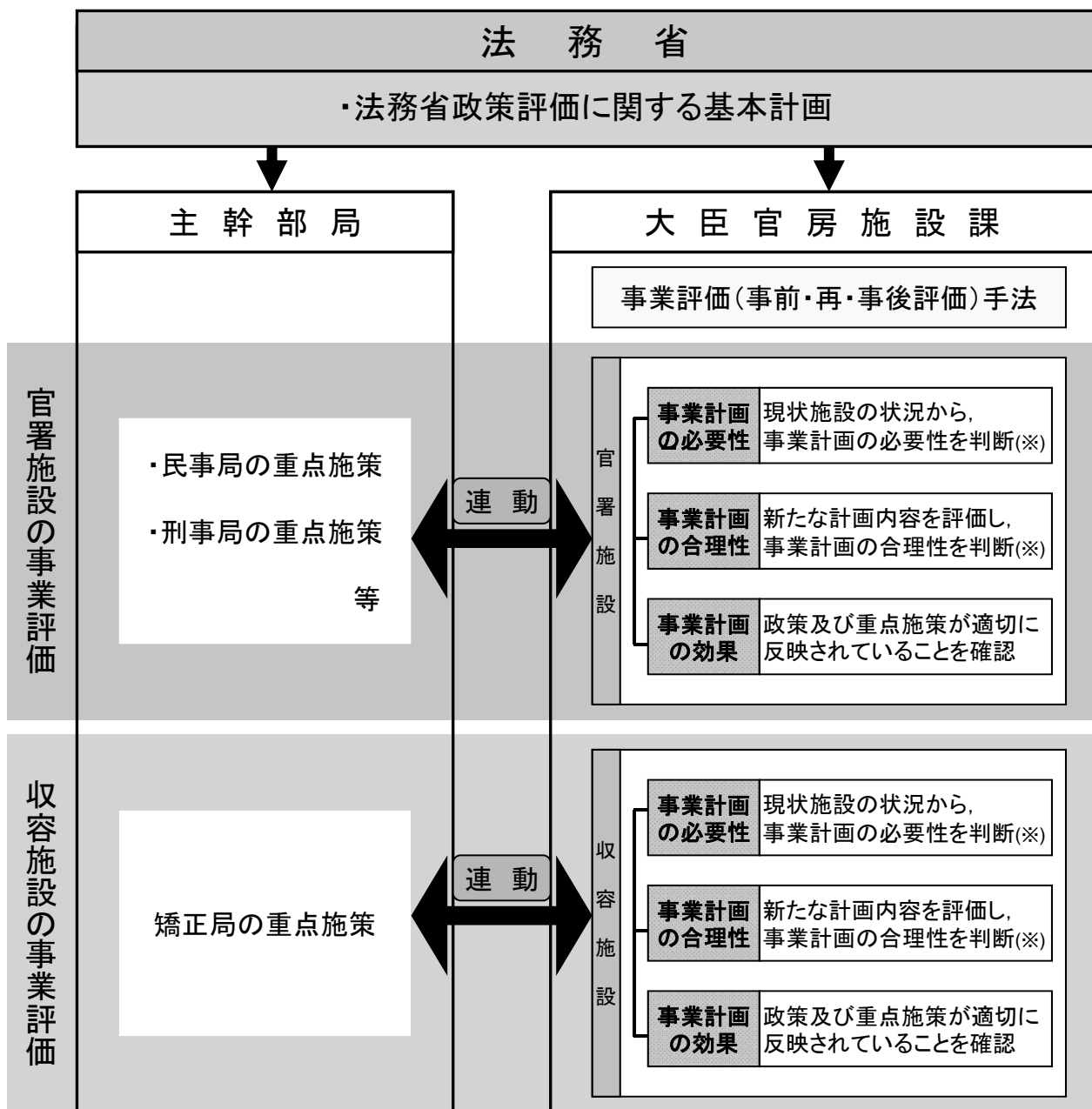
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

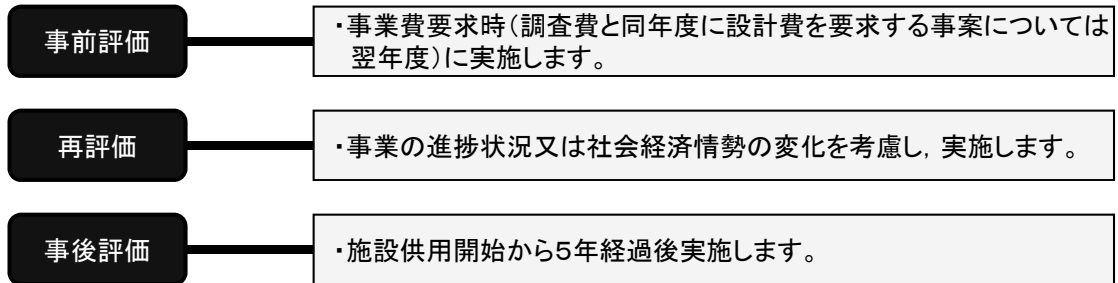


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

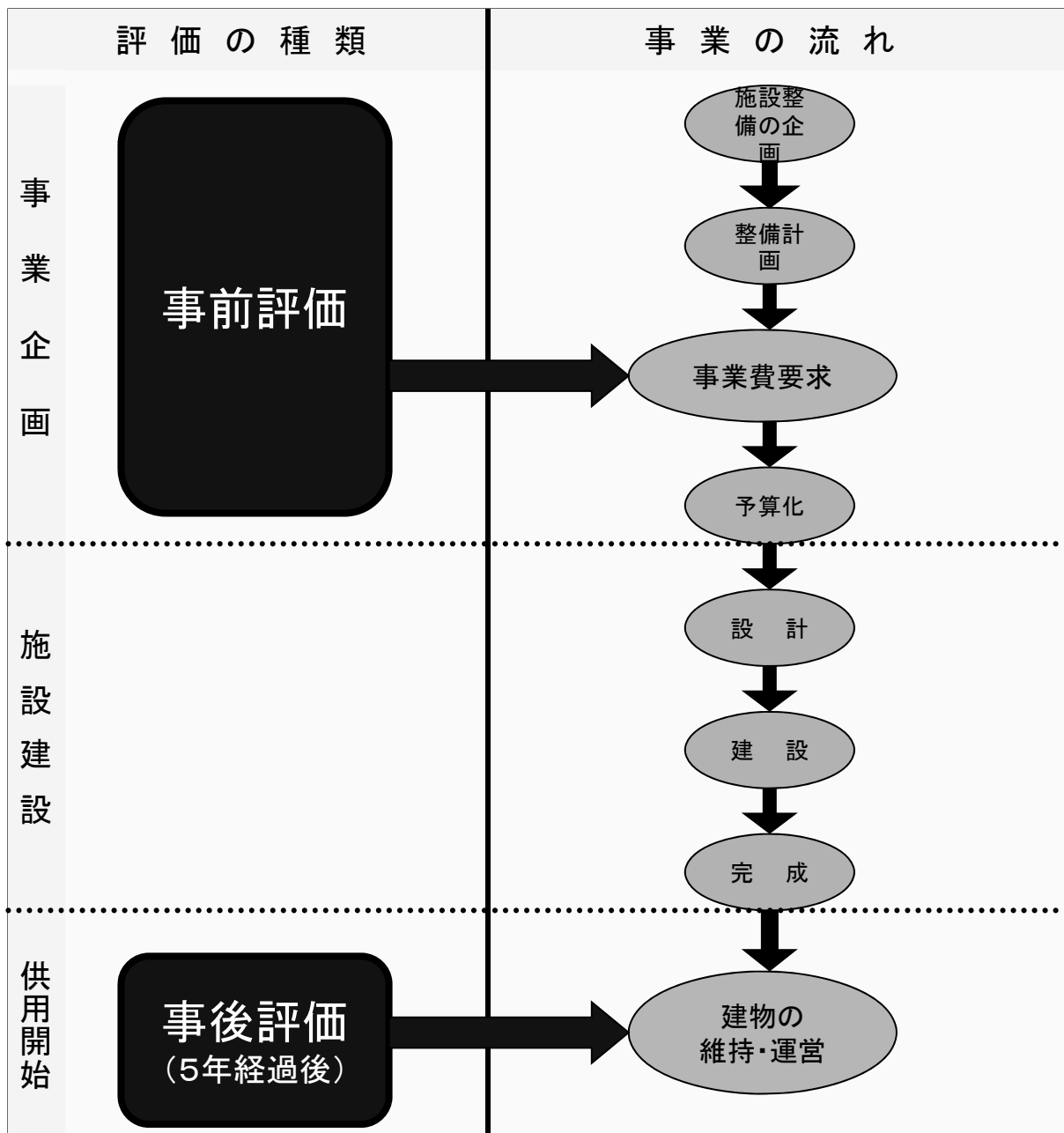
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

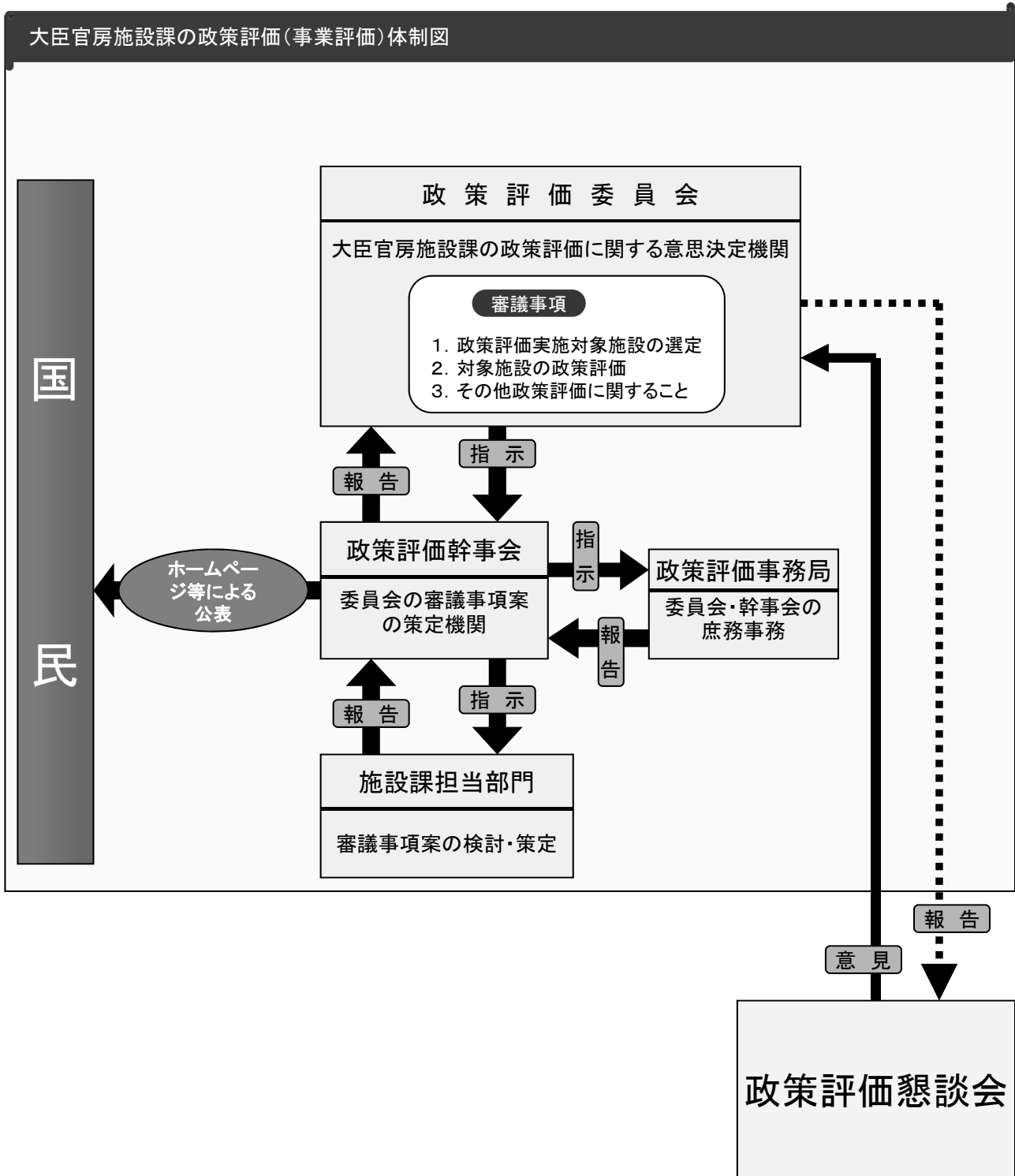


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

令和5年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	朝日委員	P8(3)具体的内容ウ成果物のとりまとめ P9(有効性の評価項目)の記載について	大変必要性や効果の見込まれる調査研究事業であると思います。 調査結果は犯罪白書として公表されるとありますが、その他のアウトプット、また調査データ(個票を含む)や分析プロセス等の活用に関して、その他の可能性はないのでしょうか。 調査研究事業については、統計等行政データのオープン化の方向とともに、調査研究で利用したマイクロデータ等を一定の条件のもとに利用可能にすることで、関連する研究者や実務者による追加的分析など、さらに有効性を高めることができるかと思えます。 有効性の評価について、結果の活用の視点のみならず、バックデータなど資源の二次活用の視点についても、調査の検証と連携・展開の両面から検討の価値があるかと思っております。	研究結果については、犯罪白書のほか、法務総合研究所研究部で発刊している研究部報告での公表も予定しています。なお、調査データの活用に関しては、犯罪白書において公表する数値等については、これまでもインターネット上でエクセルデータを公表するなどの対応をとっているところ、委員御指摘の点を踏まえつつ、今後も、引き続きバックデータの二次活用に向けた検討・対応等を適切に行ってまいりたいと考えております。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	伊藤委員	P9 効率性・有効性の評価項目	「処遇等の現状や課題を整理し」とあるが、実態調査の内容は「被害者等への慰謝の状況、交通安全に対する意識、判決・刑事処分・行政処分に対する評価・受け止め等」とある。職員がこれらを記入することで、処遇の現状が解明できるのだろうか。また対象者に職員が限なく質問できるかも疑問が残る。調査内容、手法をもっと検討する必要があるのではないかと。「効率性5.」について7点というのはやや甘いのでは。	委員御指摘の調査事項については、職員の記入調査によるものではなく、質問紙調査により対象者が直接回答する方式による調査を予定しております。また、質問の内容については、質問紙作成段階において、外部有識者等の意見を拝聴しつつ、適切なものになるよう努めてまいります。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	伊藤委員	P7、P9など	「被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供」、「被害者支援策等の在り方を考察」などがあるが、調査内容からは被害者等施策のどのような点なのか具体的に把握できない。 また、課題・ニーズにおいて第4次犯罪被害者等基本計画との関連について触れる必要はないか。	第4次犯罪被害者等基本計画では、重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」が掲げられておりますところ、交通事故においても、自賠責保険や任意保険等の加入がないなどの理由により、適切な被害回復が図られていない事案もあります。 この点に関し、同基本計画において、法務省は「受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知」を含む様々な周知・情報提供が求められているところ、本調査では、被害の回復状況やその見込み等を調査し、例えば、無保険事案の割合やその後の動向等を分析することで、前記重点課題に係る具体的施策を検討するための基礎資料の提供等も行ってまいりたいと考えております。委員御指摘のとおり、課題・ニーズ等において上記の点に触れるべきと思量しますので、報告書2(3)イ(イ)交通事故者の実態調査の内容のうち、「被害者等への慰謝の状況」に続け「(判決時の賠償状況や見込み、その後の賠償状況等)」と追記するとともに、報告書6の重要施策として、第4次犯罪被害者等基本計画を追記しました。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	井上委員	P19 事前評価結果表	事前評価結果表において、評価項目4、5がBで、それぞれ「起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する調査の可否等について、なお検討を要する。」「分析手法については、調査対象・手法の詳細が未だ確定していないことから、引き続き検討する必要がある。」という記載があります。これらについての検討状況をご教示ください。	調査対象・手法の詳細につきましては、いまだ方向性を確定するに至ってはおりませんが、質問紙調査の対象は、刑事施設入所者あるいは保護観察対象者を予定しており、現時点では、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する質的調査は困難と考えております。他方、本調査においては、各種統計資料や確定記録等に基づく量的調査も予定しているため、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者については、その中で何らかの対応をとっていけないか、引き続き、検討してまいりたいと考えております。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	宮園委員	P19 事前評価結果表	評価にもあるように、交通事故の大半は、略式起訴や起訴猶予となるケースが多く、この点についての検討も必要と考える	御指摘の点につきましては、いまだ方向性を確定するに至ってはおりませんが、質問紙調査の対象は、刑事施設入所者あるいは保護観察対象者を予定しており、現時点では、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する質的調査は困難と考えております。他方、本調査においては、各種統計資料や確定記録等に基づく量的調査も予定しているため、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者については、その中で何らかの対応をとっていけないか、引き続き、検討してまいりたいと考えております。
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	宮園委員	P19 事前評価結果表	この調査の結果と、現在行われている特別改善指導交通安全指導(R5)の妥当性の検討もあってもよいのではないかと	R5を含む各種プログラムの策定・見直しについては、矯正局において行われるものと承知しておりますが、いずれにしても、本研究の結果が適切にフィードバックをされるよう、関係部局との情報共有を図って参りたいと考えております。

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
7	施設の整備(宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事)	篠塚委員	整備方針	掲げられた整備方針自体は適切なものであるが、さらなる充実を検討願いたい。拘置支所及び少年鑑別所施設の対象者の処遇は、刑務所における受刑者の処遇よりもさらに自由と人権の保障が充実させられるべきです。組織風土の変革、サポート体制・マネージメント体制の充実、施設職員の人材育成・不服申立体制の充実、規律偏重に陥らない風通しのよい職場環境の整備、不正な処遇の早期発見、処遇の適正化等などについては、これらの事項が欠けている場合には、滞りなく展開できるような拘置所及び少年鑑別所の運営に寄与する施設の整備を検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、関係部局と調整の上、施設の整備を進めて参ります。
8	施設の整備(滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事)	篠塚委員	整備方針	掲げられた整備方針自体は適切なものであるが、さらなる充実を検討願いたい。拘置支所及び少年鑑別所施設の対象者の処遇は、刑務所における受刑者の処遇よりもさらに自由と人権の保障が充実させられるべきです。組織風土の変革、サポート体制・マネージメント体制の充実、施設職員の人材育成・不服申立体制の充実、規律偏重に陥らない風通しのよい職場環境の整備、不正な処遇の早期発見、処遇の適正化等などについては、これらの事項が欠けている場合には、滞りなく展開できるような拘置所及び少年鑑別所の運営に寄与する施設の整備を検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、関係部局と調整の上、施設の整備を進めて参ります。